

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：新事業・食品産業部食品製造課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> とうもろこし（その他のもの） ・コーンフレーク ・コーングリッツ等用 <制度名> 関税割当制度									
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。									
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
1005.90	092	とうもろこし （その他のもの） コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	50 % 又は 12 円 /kg の うち い ず れ か 高 い 税率	無税		50% 又は 12円 /kg の うち い ず れ か 高 い 税率	無税		50 % 又は 12 円 /kg のうちい ずれか高 い税率	△1,073	0
	096	とうもろこし （その他のもの） その他のもの （コーングリッツ等用）	3 % × 無税		3 % × 無税					△125 百万円	0 百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年延長する。								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 コーンフレーク、コーングリッツ等の原料となるととうもろこしは、海外からの輸入に依存している。 国内で製造されたコーンフレーク、コーングリッツ等は、輸入製品と競合する								

ため、輸入原料とうもろこしの調達コストの低減が必要である一方、輸入原料とうもろこしがコーンスターチ製造用へ流用されないことが必要である。

このため、関税割当制度により、一定数量の範囲内で低税率とすることで、需要者に対する低廉な原料の供給を確保するとともに、用途を制限することによりコーンスターチ製造用への流用を阻止し、国内産でん粉原料用いもの生産者を保護する措置をとっている。

(2) 輸入状況等

コーンフレーク(1005.90.092) 単位：トン、：百万円

年 度 国 名	令和 5		6		7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
アメリカ	63,729	3,238	67,981	3,140	47,233	2,146
計	63,729	3,238	67,981	3,140	47,233	2,146

コーングリッツ(1005.90.096) 単位：トン、：百万円

年 度 国 名	令和 5		6		7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
アメリカ	120,140	6,516	101,947	4,868	104,900	4,851
インド	4,889	268	5,373	328	4,426	265
ブラジル	100	3	300	11		
計(含その他)	125,259	6,860	108,174	5,257	109,370	5,120

(3) 国際市況等

<とうもろこし（コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの）(1005.90.092)>

年度	令和 5	6	7
単価(円/t)	50,811	46,191	45,436

※「貿易統計を基に主要貿易相手国(アメリカ)からの輸入単価」
(直近3カ年(2023～2025(令和5～7)年度)の各年度平均輸入単価))

<とうもろこし（その他のもの）(1005.90.096)>

年度	令和 5	6	7
単価(円/t)	54,243	47,748	46,245

※「貿易統計を基に主要貿易相手国(アメリカ)からの輸入単価」
(直近3カ年(2023～2025(令和5～7)年度)の各年度平均輸入単価))

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

	区 分 協定名	税 番	関税率 (令和6年8月現在)	備考
	日ペルーE P A	1005. 90	Q (関税割当 (枠内無税))	その他のもののうち「菓子の製造用のもの」及び「アルコールを含有しない飲料の製造用のもの」
	T P P	1005. 90. 092	M F N (協定税率)	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの
		1005. 90. 096	E I F (無税)	その他のもの
		日米E P A	1005. 90. 096	E I F (無税)
② 問題点 本制度は関税暫定措置法により「令和9年3月31日まで」とされているため、適用期間の1年延長がなされなければ、二次税率（協定税率）による輸入となり、輸入とうもろこしを使用している各種製品の価格が上昇し、製品輸入の増加や産業の空洞化の拡大等のおそれがある。				
改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 需要者に安価な原料の供給を確保し国際競争力を強化する一方、国内で製造されるコーンスターチ製造用への流用を阻止することにより、でん粉需給の安定を図り、国内産いもでん粉の生産者を保護するため。 ② 改正の方向性 輸入とうもろこしを使用したコーンフレーク、コーングリッツ等の製品の製造者の原料コスト低減のため、一定数量の範囲内で低税率を適用することにより需要者に対して安価な原料の供給を確保する一方、国内で製造されるコーンスターチ製造用への流用を阻止することにより、でん粉需給の安定を図り、国内産でん粉原料用いもの生産者を保護する必要がある、そのためには本制度の延長が必要である。 ③ 改正目的達成予定時期 需要者が原料コストの低減措置を受けなくても安定的に原料を確保することができ、併せて国内いもでん粉の産業が発展し、国産いもでん粉の競争力が確保されることにより、国内のでん粉需給が安定化し、国内産いもでん粉の生産者を保護する必要がなくなるまで、本制度を維持する必要がある。			

① 改正による効果・影響

(1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響

改正により、輸入とうもろこしのコーンスターチ製造への流用を防ぎつつ、需要者に対する安価な原料の供給確保が期待される。

効果を判断するための定量的指標としてコーンフレーク等用とうもろこしの政令枠消化率の推移が考えられる。

[コーンフレーク等用とうもろこしの政令枠消化率の推移]

区分 年度		コーンフレーク 用	コーングリッツ等 用	その他菓子用
令和 2	政令数量 (t)	56,000	83,700	9,500
	輸入量(t)	49,500	73,801	7,520
	消化率(%)	88	88	79
令和 3	政令数量 (t)	59,800	76,800	7,900
	輸入量(t)	54,500	72,544	6,619
	消化率(%)	91	94	84
令和 4	政令数量 (t)	1,500	132,100	8,400
	輸入量(t)	1,500	126,467	8,063
	消化率(%)	100	96	96
令和 5	政令数量 (t)	1,500	130,400	10,300
	輸入量(t)	1,500	125,740	9,259
	消化率(%)	100	96	90
令和 6	政令数量 (t)	1,500	122,300	8,710
	輸入量(t)	1,500	118,877	7,565
	消化率(%)	100	97	87
令和 7	政令数量 (t)	1,500	118,800	7,950
	輸入量(t)	1,500	117,577	7,509
	消化率(%)	100	99	94

(注) 輸入量は食品製造課調べ

(2) 消費者等の利益に与える効果・影響

本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保することで、国内製造のコーンフレーク、コーングリッツ等の製品を安価に購入することができる。

(3) その他の効果・影響

	特になし。 ② 改正の妥当性 本件の改正により、輸入とうもろこしのコーンスターチ製造への流用を防ぎつつ、需要者に対する安価な原料の供給確保が期待されることから、改正を行うことが社会的に望ましい。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、とうもろこし（その他のもの）コーンフレーク・コーングリッツ等用に係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。 本制度の継続により、一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分については国内生産者が保護されることにより生産性向上の取り組みをより効果的に実施できる。 ④ 関連措置 —

○ 改正経緯

これまでの改正状況	昭和40年度から、配合飼料用（免税）以外の輸入とうもろこしについて、関税割当制度（一次税率：10%）が導入され、特定物品製造用（コーンフレーク用とエチルアルコール用又は蒸留酒用）のとうもろこしについては、昭和50年度から一次税率が無税に、その他用（コーングリッツ等用、菓子用、粒飼用）とうもろこしについては、平成13年度から一次税率が3%に引き下げられ、それ以降、現在まで本制度が延長されている。
措置による効果	「改正の効果と妥当性」と同じ。